

情報通信審議会情報通信技術分科会
航空・海上無線通信委員会（第4回）会合 議事要旨（案）

- 1 日時
平成24年1月20日（金）17時00分から17時45分
- 2 場所
総務省 低層棟1階 共用会議室4
- 3 出席者（敬称略、順不同）
 - （1）構成員
三木 哲也（主査）、森川 博之（主査代理）、井手 麻奈美、伊藤 好、今宮 清美、小瀬木 滋、鏡 弘義、門脇 直人、庄司 るり、中村 勝英、林 尚吾、原 尚子、本多 美雄、山梨 雅彦
 - （2）オブザーバ
岩田 康広、大川 努
 - （3）事務局
衛星移動通信課 巻口課長、田中課長補佐、保坂課長補佐、長澤航空係長、戸部海上係長
- 4 議事概要
議事に先立ち、構成員及びオブザーバの紹介、配付資料の確認が行われた後、以下の議題について審議が行われた。
 - （1）議事要旨について
事務局から資料4-1及び資料4-2に基づき、委員会第2回会合及び第3回会合の議事要旨について説明があり、事前に構成員に確認した結果、特段の意見がなかったことから、確定版とする旨説明があった。
 - （2）航空・海上無線通信委員会報告（船舶用固体素子レーダーの技術的条件）について
事務局から資料4-3に基づき、平成23年12月15日から平成24年1月13日までの間、船舶用固体素子レーダーの技術的条件に関する委員会報告（案）に対する意見の募集を行ったところ、1件の意見の提出があり、それに対する委員会の考え方（案）について説明が行われた。また、資料4-4及び資料4-5に基づき、委員会中間報告概要版（案）及び委員会中間報告（案）について、前回会合時に配布した資料からの修正点等について説明が行われた後、以下の質疑応答があった。
 - 資料4-4概要版（案）の4ページまた資料4-5報告（案）の4ページの一般的条件に関する(1)「周波数」の条件ウの記述のところで、概要版では「周波数を変更する機能」の前に「中心」という記述がないが、これは単なる記述ミスか。（林委員）
 - 「中心周波数」が正しく、資料4-4概要版（案）を修正する。（事務局）
 - 意見募集に対する委員会の考え方については、資料4-3のとおりとし、「(案)」を取ることにしたい。中間報告については、次回情報通信技術分科会において

報告することとしたいが、よろしいか。(三木主査)

- 了。(一同)
- 9GHz 帯の周波数を使用する船舶用固体素子レーダーの技術的条件については、本委員会で検討を続けていくこととなっている。引き続きよろしくお願いしたい。(三木主査)

(3) 航空・海上無線通信委員会報告（VHF 帯航空無線電話の無線設備に関する技術的条件）(案) について

事務局から平成 23 年 12 月 2 日の第 2 回航空・海上無線通信委員会の「VHF 帯航空無線電話の無線設備の技術的条件」について、平成 23 年 12 月 5 日から同年 12 月 26 日まで意見聴取のための募集をしたところ、意見陳述の申し出がなかった旨が伝えられた。その後、航空無線電話・航法システム作業班の主任である小瀬木委員より資料 4-6 及び資料 4-7 に基づき、委員会報告概要版(案) 及び委員会報告(案) について、作業班において審議がなされた経緯についての説明が行われた後、以下の質疑応答があった。

- 今回技術的条件を規定するにあたり、基礎となっている規定は、無線設備規則なのか又は国際民間航空条約や RTCA であるのか。(中村委員)
- 基礎となっている規定については、国際民間航空条約となっている。電波法は、国際民間航空条約の改正にあわせて整合性をとるため、その都度改正を行っているものである。現状では電波法と国際民間航空条約の整合性はとれており、25kHz 間隔の VHF 周波数については、電波法関係規則に規定されているが、8.33kHz 間隔の VHF 周波数については、電波法関係規則に規定されていないため、新たに技術基準を策定するため検討しているものである。(小瀬木委員)
- 了。(中村委員)
- RTCA という用語が出てきているが、この用語の日本語訳を記載願いたい。(三木主査)
- 了。補足説明だが、RTCA については、以前は、「米国航空無線技術委員会」と定義していたが、名称も変遷し、近年ではそのように呼ばなくなってきている。(小瀬木委員)
- 8.33kHz 間隔の VHF 周波数を新たに規定するにあたり、既存で使用している 25kHz 間隔の VHF 周波数の無線機器についてはどのような配慮があるのか。(原委員)
- 欧州路線で使用されている 8.33kHz 間隔と 25kHz 間隔対応の既存の無線機器については、国内で 8.33kHz 間隔の無線設備の制度化がされた場合も従来通り使用してかまわない。(事務局)
- 適切な周波数割当てを行えば、8.33kHz 間隔と 25kHz 間隔の周波数は共存可能なことを補足する。(小瀬木委員)
- 委員会報告案について、作業班の名簿は添付しないのか。(林委員)
- 作業班の名簿を添付することとしたい。(事務局)

報告案について、了承された後、その他特段お気づきの点があれば、平成24年1月24日正午まで事務局まで連絡する旨が伝えられた。

(4) 今後のスケジュールについて

事務局から今後のスケジュールについて説明があり、船舶用固体素子レーダーの技術的条件については、2月中旬頃に開催予定の情報通信審議会情報通信技術分科会において三木主査より委員会での検討結果を報告する旨説明があった。またVHF帯航空無線電話の無線設備に関する技術的条件については、1ヶ月間パブリックコメントを行った後、委員会を3月上旬頃に開催し、報告を取りまとめる予定であり、詳細については、別途事務局から連絡する旨説明があった。

<配付資料>

- 資料 4-1 航空・海上無線通信委員会第2回会合 議事要旨
- 資料 4-2 航空・海上無線通信委員会第3回会合 議事要旨
- 資料 4-3 委員会報告（船舶用固体素子レーダーの技術的条件）（案）に対する
意見の募集に提出された意見及びそれに対する委員会の考え方（案）
- 資料 4-4 航空・海上無線通信委員会 中間報告概要版（船舶用固体素子レーダーの
技術的条件）（案）
- 資料 4-5 航空・海上無線通信委員会 中間報告（船舶用固体素子レーダーの技
術的条件）（案）
- 資料 4-6 航空・海上無線通信委員会報告（案）概要版（「航空無線通信の技術
的諸問題」のうち「VHF帯航空無線電話の無線設備に関する技術的
条件」）
- 資料 4-7 航空・海上無線通信委員会報告（案）（「航空無線通信の技術的諸問題」
のうち「VHF帯航空無線電話の無線設備に関する技術的条件」）